

岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と一般社団法人 岡山県歯科医師会（以下「乙」という。）とは、岡山県災害時公衆衛生活動要綱（平成28年4月1日施行。以下「活動要綱」という。）第4条第4項の協力について、次のとおり協定を締結する。

（依頼及び協力）

第1条 甲は、岡山県災害時公衆衛生活動（活動要綱に基づく公衆衛生活動をいう。以下同じ。）の実施に際して、歯科医師の職の者を構成員とする必要がある場合は、必要に応じて、乙に協力の依頼を行うものとする。

2 乙は、前項の依頼があった場合には、可能な限りこれに協力するものとし、協力が可能な場合は、乙の会員の中から適当な者（以下「乙活動員」という。）の人選を行い、別記様式第1号により速やかに甲に報告するものとする。

（指揮命令系統等）

第2条 岡山県災害時公衆衛生活動に係る指揮命令及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指名する者が行うものとする。

（活動内容）

第3条 乙の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 口腔内衛生状態のチェック
- (2) 口腔保健指導
- (3) 口腔ケア
- (4) 簡単な口腔機能訓練

2 その他甲が公衆衛生の観点から必要と認める活動
（費用負担等）

第4条 乙活動員が実施する活動のために必要な次に掲げる費用（実費）は、甲が負担するものとする。

- (1) 派遣期間中の日当、超過勤務手当、旅費及び宿泊料
- (2) 活動のために使用した消耗品費
- (3) 活動により破損した施設及び設備の修繕費等
- (4) その他活動のために必要な経費のうち甲が必要と認めた費用

2 前項第1号に掲げる費用（実費）の負担の程度は、別表による。

3 乙は、活動が終了した場合は、甲の指示により、別記様式第2号に請求額の算出に係る明細書を添付の上、関係分を取りまとめて、第1項の費用（実費）の請求を行うものとする。

（補償等）

第5条 甲は、乙活動員が第3条に規定する活動に従事したことに伴う事故等に対応するため、乙活動員を対象とする傷害保険に加入するものとする。

2 乙は、前項の傷害保険に基づく保険金については別記様式第3号により、甲に対して、請

求を行うものとする。

（疑義の解決）

第6条 この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年8月19日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県

岡山県知事 伊原木隆太

乙 岡山市北区石関町1番5号
岡山県歯科医師会館

一般社団法人 岡山県歯科医師会
会長

酒井昭則